

【中学校】就学援助認定者のみなさんへ

令和8年度就学援助費の概要は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

1 援助内容

令和8年度就学援助支給内容・金額一覧のとおりです。

支給金額は下記の表をご参照ください。

令和8年度就学援助費支給内容・金額一覧

支給内容	対象学年			対象者	支給 予定日
	1年生	2年生	3年生		
学用品費	34,410	34,410	34,410	準 要 保 護	4 月 中 旬
新入学学用品費	63,000	—	—		
修学旅行費	—	—	73,520		
林間学校費	—	11,840	—		
校外活動費	5,580	5,580	5,580		
卒業記念 アルバム費	—	—	8,800		
クラブ活動費	1,230	1,230	1,230		
合計金額	104,220	53,060	123,540		

※1 学用品費・合計金額は、満額を表示しています。

学用品費に関して、年度途中認定者及び区外転出者等は月割り支給となります。詳しくは下記の表をご参照ください。

※2 新入学学用品費は、期限までに提出した方、かつ、令和8年4月1日から4月7日までに認定を受けている方にのみ支給いたします。

提出期限過ぎてからの申請、再申請の場合は支給対象にならないのでご注意ください。

※3 卒業記念アルバム費は、3月1日時点で認定を受けている方に支給いたします。

学用品費の月割り表

月数	1年生～3年生	月数	1年生～3年生
12カ月	34,410円	6カ月	17,210円
11カ月	31,540円	5カ月	14,340円
10カ月	28,680円	4カ月	11,470円
9カ月	25,810円	3カ月	8,600円
8カ月	22,940円	2カ月	5,740円
7か月	20,070円	1カ月	2,870円

※年度途中認定者及び区外転出者等は月割り支給となります。

※月の初日(1日)で認定を受けていれば認定月からの支給となります。

2 支給方法

受給申請書提出時に届け出された口座に入金します。

3 支給時期

令和8年4月中旬に上記の記載されている金額が入金されます。

4 江戸川区から他区市町村へ転出した場合について

資格喪失となり江戸川区からの援助が受けられなくなります。就学援助の対象については転出先の自治体にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

江戸川区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5662-1624